

公益社団法人山形県看護協会看護表彰規定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山形県看護協会（以下、「本会」という。）定款第3条の本会目的達成に顕著な功績のあった者の表彰等に関し必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、次のとおりとする。

- (1) 永年会員表彰
- (2) 看護功労者表彰

(永年会員表彰)

第3条 永年会員表彰は、本会の会員歴が30年以上の者を対象とする。

(看護功労者表彰)

第4条 看護功労者表彰は、前条の永年会員表彰を受賞し、次の各号に併せて6年以上就任した者で、本会の活動に貢献し、看護事業に顕著な功績があった者を対象とする。

- (1) 本会役員及び委員会
- (2) 本会支部役員及び委員会
- (3) 本会地域の看護力強化支援事業事務局

2 施設からの推薦は原則1名とし、会員数200名以上の施設は2名までとする。

(推薦手続)

第5条 会員または施設の代表者は、該当する者がある場合は、毎年1月31日まで本会会長に推薦する。

2 推薦は、別紙様式1「候補者推薦書」、別紙様式2「候補者調書」によるものとする。
なお、会員歴、勤務歴等は、表彰年度の4月1日現在とする。

(決定)

第6条 表彰者・贈呈者は、理事会において決定する。

(表彰・贈呈の時期及び方法)

第7条 表彰・贈呈は、本会通常総会において、表彰状及び記念品の授与を行う。

附 則

この規定は、平成5年10月28日から適用する。

この改正規定は、平成12年8月25日から施行する。

この改正規定は、平成14年10月24日から施行する。

この改正規定は、平成18年12月13日から施行する。

この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

尚、第2条の基準年月日は毎年更新するものとして読み替える。

この改正規定は、平成23年10月25日から施行する。

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

この改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

この改正規定は、平成28年2月26日から施行する。

この改正規定は、平成 30 年 1 月 17 日から施行する。

この改正規定は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。